

安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は農産物の安全使用の推進を図るため、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知）及び安全・安心ブランド農産物推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、山梨県内の事業実施主体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては消費・安全対策交付金交付等要綱、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の補助対象経費及びこれに対する補助率は、実施要領に基づいて行う事業に要する経費の1/2以内とする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 事業実施主体は、実施要領第4条第2項の規定に基づく事業実施計画を変更したときは、速やかに変更承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

2 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 事業実施主体は、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、補助金事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、翌月の20日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告するものとする。

2 知事は、前項に定めるもののほか、事業の適正かつ円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該事業の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第7号）により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(書類の提出)

第11条 本要綱により提出する書類は、正副2部を代表者の住所を所管する農務事務所に提出するものとする。ただし、山梨県全域を区域とする事業を実施する事業実施主体にあつては、農業技術課に正本1部を提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

3 やまなしブランド農産物安全推進事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、やまなしブランド農産物安全推進事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

番
令和 年 月 日 号

山梨県知事 殿

団体名
代表者氏名 印

令和 年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

I 補助金の目的

II 補助金の内容及び計画（又は実績）

（注） 補助金の目的及び内容については、安全・安心ブランド農産物推進事業実施要領第4条に基づき提出された事業実施計画書を添付すること。

Ⅲ 経費の配分

区 分	目的及び目標	総事業費	経 費 内 訳		備 考
			県補助金	自己負担金	
安全・安心ブランド農産物推進事業費	安全・安心ブランド農産物推進事業実施要領の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する。	円	円	円	
合 計					

- (注) 1. 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
2. 交付決定前に着手した場合には、備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載すること。

IV 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
自己負担金					
計					

2 支出の部

	目的及び目標	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
				増	減	
安全・安心ブランド農産物 推進事業費	安全・安心ブランド農産物 推進事業実施 要領の別表1 の目的及び目 標の欄に掲げ る事業を記載 する。	円	円	円	円	
合 計						

V 完了予定年月日（又は事業完了年月日）

令和 年 月 日

VI 予算議決（又は予算議決予定）年月日

令和 年 月 日

番 号
令和 年 月 日

団 体 名
代表者氏名 殿

山梨県知事 印

令和 年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり交付する。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度 安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記のIからVIに準ずるものとする。
この場合において、同様式中「補助金の目的」を「変更の理由」と書き換え、安全・安心ブランド農産物安全推進事業費補助金要綱第5条の変更につき報告するものとし、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第2項の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり事業遂行状況を報告する。

総事業費	事業の遂行状況				備 考
	11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条第2項の規定により次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

本店 ・ 支店（支店名 _____）

預金種別

当座 ・ 普通

ふりがな

口座名義

口座番号

No. _____

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度 安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定（又は変更交付決定）の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を報告する（なお、併せて未受領額 円の交付を申請する。）。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記のIからVIに準ずるものとする。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、このほか交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに 変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 3 補助金の振込口座（金融機関名、預金種別、口座名義（仮名をつける）、口座番号）を記載した書類を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金
に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった安全・安心ブランド農産物推進
事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条第3項の規定により報告します。

1 補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入 控除税額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。